

第1問 1-1 (3点)

寝具の販売業を営むX社およびX社の従業員Aによる、消費者Bへの羽毛布団甲(10万円)の販売方法に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものを○、適切でないものを×とした場合の組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. Bは、路上を通行中にAに呼び止められた。X社の営業所にAと同行し、X社の営業所において甲の売買契約を締結した。この場合、当該売買契約は、特定商取引法上の訪問販売には該当しない。
- イ. Bは、甲の製品内容や販売価格等が記載されたX社の広告用のダイレクトメールを読んで甲に興味を持ち、X社の営業所に自ら赴き、X社の営業所において甲の売買契約を締結した。この場合、当該売買契約は、特定商取引法上の訪問販売には該当しない。
- ウ. Aは、Bに甲を販売する目的で、Bの求めがないのにBの自宅を訪問した。Aは、Bに甲の購入を勧誘するのに先立ち、Bに対し、X社の名称、売買契約の締結について勧誘をする目的である旨等の所定の事項を告げたところ、Bは、甲を購入しない旨の意思を表示した。この場合、特定商取引法上、Aは、Bの自宅を退去する必要があるが、その後日時を改めて再度Bの自宅を訪問し、甲の購入の勧誘を行うことができる。
- エ. Aは、Bに甲を販売する目的で、Bの求めがないのにBの自宅を訪問した。Bは、Aから甲の購入の勧誘を受け、甲の売買契約を締結したが、その数量はBの日常生活で通常必要とする量を著しく超えるものであった。この場合、Bは、原則として、当該売買契約締結の日から起算して1年以内であれば当該売買契約を解除することができる。
- オ. Aは、Bに甲を販売する目的で、Bの求めがないのにBの自宅を訪問した。Bは、Aから甲の購入の勧誘を受け、甲の売買契約を締結したが、Bは甲を受領しながら、代金を支払わず、かつ甲の返還もしなかったため、X社は当該売買契約を解除した。この場合、当該売買契約において「Bの帰責事由に基づき本件売買契約が解除されたときは、Bは、X社が定めた額の違約金をX社に支払う」旨の特約があるときは、X社は、当該違約金の額の多寡にかかわらず、当該特約に基づき違約金をBに請求することができる。

- | | | | | | |
|---|-----|-----|-----|-----|-----|
| ① | アー× | イー× | ウー○ | エー× | オー○ |
| ② | アー× | イー○ | ウー× | エー○ | オー× |
| ③ | アー× | イー○ | ウー○ | エー× | オー× |
| ④ | アー○ | イー○ | ウー× | エー○ | オー× |
| ⑤ | アー○ | イー× | ウー○ | エー× | オー○ |

第1問 1-2 (3点)

個人情報保護法に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

- ① 個人情報保護法上、死亡した個人の氏名および生年月日の情報は、当該死亡した者の個人情報として同法の適用を受けない。
- ② 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示を求められたときは、原則として、本人に対し、所定の方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。
- ③ 個人情報取扱事業者は、取得した個人情報の利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。
- ④ 個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。
- ⑤ 個人情報取扱事業者が、個人データの取扱いを第三者に委託する場合、その取扱いを委託された個人データの安全管理は当該第三者が行えば足り、個人情報取扱事業者が、当該第三者に対し、個人データの安全管理に関する監督を行う必要はない。

第1問 1-3 (3点)

建物の建築請負契約に関する次のア～エの記述うち、その内容が適切なものを○、適切でないものを×とした場合の組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. 建築請負契約において請負代金の支払時期が定められていない場合、民法上、注文者は、建物の引渡しの時ではなく、請負人が建物を完成した時点で請負人に請負代金を支払わなければならない。
- イ. 建設業法上、建設工事の当事者は、請負契約の締結に際して所定の事項を書面に記載し、署名または記名押印をして相互に交付するか、または、当該書面に代えて、当該契約の相手方の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法等による所定の措置をとらなければならない。
- ウ. 建設業法上、建設業者は、原則として、その請け負った建設工事を一括して他人に請け負わせることは禁止されている。
- エ. 民法上、注文者は、完成した建物に瑕疵があり、そのために建築請負契約の目的を達することができない場合であっても、当該契約の解除はできない。

- ① アー○ イー○ ウー× エー○
- ② アー○ イー× ウー○ エー×
- ③ アー× イー○ ウー○ エー×
- ④ アー× イー○ ウー○ エー○
- ⑤ アー× イー× ウー× エー×

第1問 1-4 (3点)

民事上の法的紛争の解決手段に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

- ① 紛争の当事者間において示談が成立したにもかかわらず、一方当事者がその示談の内容を履行しなかった。この場合において、他方当事者が示談の内容を強制執行により実現するには、当該示談の内容について債務名義を取得する必要がある。

- ② 紛争の当事者間で成立した合意について、簡易裁判所に即決和解の申立てがなされ、当該合意内容に基づき和解調書が作成された場合、和解調書は債務名義となるため、一方当事者がその合意内容を履行しなかったときは、他方当事者は、和解調書を債務名義として強制執行を申し立てることができる。
- ③ 民事調停手続において、紛争の当事者が協議を重ねても合意に至らない場合は、当事者を強制的に合意させることはできない。
- ④ 貸金返還請求権を有する債権者による支払督促の申立てに対し、債務者が適法な督促異議を申し立てた場合、簡易裁判所書記官は当該支払督促を棄却する判決を下すため、債権者は、改めて管轄権を有する裁判所に訴状を提出して貸金返還請求訴訟を提起しなければならない。
- ⑤ 仲裁は、契約当事者が選定した仲裁人の裁定に委ねることにより紛争を解決する制度であり、仲裁法上、書面または電磁的記録により、当事者双方が仲裁判断に服する旨の合意（仲裁合意）をすることを要する。

第2問 2-1 (3点)

株主総会の招集に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。

- ① 監査役会設置会社の取締役会は、定期株主総会を招集しようとするときは、会社法上、定期株主総会の日時、場所、会議の目的たる事項等を決定するにあたり、そのすべてにつき監査役会の同意を得なければならない。
- ② 取締役会設置会社において、株主総会の招集権者である取締役は、定時株主総会を招集するため招集通知を発する場合、会社法上、その招集通知を書面またはこれに代わる電磁的方法により行わなければならない。
- ③ 会社法上の公開会社ではない株式会社において、株主総会の招集権者である取締役は、定時株主総会を招集しようとする場合、会社法上、株主総会の日月の1ヶ月前までに、株主に対して招集通知を発しなければならないが、定款の定めによってもこの期間を短縮することはできない。

- ④ 会社法上、株式会社は、株主全員の同意を得たとしても定時株主総会の招集手続を省略することはできない。
- ⑤ 会社法上、株主には、取締役に対し、株主総会の招集を請求する権利は認められていない。

第2問 2-2 (3点)

A社は、取引先のB社に運転資金の融資をするにあたり、B社の借入金債務を主たる債務として、C社との間で保証契約を締結することを検討している。次のア～オの記述は、C社との保証契約について話し合っているA社内における発言の一部である。これらの発言のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア。「当社は、C社との間で保証契約を締結する場合、保証契約の内容を明らかにするため、保証契約の内容を書面にするべきです。もっとも、民法上、保証契約は諾成契約とされていますので、C社との間で保証契約を締結する旨の口頭の合意さえあれば、保証契約の内容を書面にしなくても、保証契約の効力は発生します。」
- イ。「当社は、C社との間で保証契約を締結する際、当該保証契約を連帯保証契約とする旨の約定をしなかったとしても、商法上、当該保証契約は、連帯保証契約となります。ただし、実務的には、C社の保証が連帯保証であることを明確にするため、当社とC社との間で締結する保証契約は連帯保証である旨を明示すべきです。」
- ウ。「当社が、C社との間で保証契約を締結しても、C社がB社のために保証人となることについてB社から委託を受けていなければ、当社は、本件借入金債務の全額について、C社に対し保証債務の履行を請求することができません。」
- エ。「当社は、B社に対し、立替払金の返還債務を負っています。この立替払金の返還債務と本件借入金債務とが、民法の定める相殺の要件を充たし相殺適状となっている場合には、当社が本件借入金債務の保証人となったC社に対して保証債務の履行を請求しても、C社は、B社の有する立替払金の返還請求権による相殺をもって当社に対抗することができます。」

オ。「当社は、本件借入金債務を主たる債務として、C社と連携保証契約を締結するとともに、D社とも連帯保証契約を締結することを検討しています。当社がC社およびD社と連帯保証契約を締結した場合、連帯保証人には分別の利益が認められないため、当社は、C社およびD社のいずれに対しても保証債務の全額の履行を請求することができます。」

- ① アイウ ② アイエ ③ アウオ ④ イエオ ⑤ ウエオ

第2問 2-3 (3点)

建設業を営むA社は、長年にわたり、塗料メーカーB社から塗料甲を購入していた。A社は、これまで取引のなかった塗料メーカーC社から、「塗料甲と同等の品質を有する塗料乙を塗料甲の8割程度の価格で供給することができる」との申し出を受け、C社との間で、塗料乙200缶を600万円で購入する旨の売買契約を締結した。この場合に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

- ① C社は、塗料乙の品質が塗料甲より著しく劣るものであることを知りながら、塗料甲と塗料乙が同等の品質を有するとA社に告げて、A社にこれを真実と誤信させ、A社との間で本件契約を締結した。この場合、A社は、本件契約を取り消すことができる。
- ② A社は、C社との間で本件契約を締結するに際し、契約を解除する権利を留保する趣旨で、解約手付として60万円をC社に交付した。その後、C社が本件契約の履行に着手した場合、民法上、A社は、手付を放棄することによって契約を解除することはできない。
- ③ C社は、本件契約での約定に従い、A社に塗料乙を納入しようとした。しかし、A社は、置き場がないことを理由にその受領を拒絶した。この場合、民法上、A社による受領拒絶の時以降、C社の負う塗料乙の引渡債務は消滅する。

- ④ 本件契約では、契約締結日の2週間後を塗料乙の引渡期日とし、契約締結日の4週間後を代金の支払期日とする旨が定められていたが、C社は、約定の期日を過ぎても塗料乙の引渡債務につき履行の提供をすることなく、契約締結日の4週間後に、A社に対して、代金の支払いを請求した。この場合、民法上、A社は、同時履行の抗弁を主張して、C社が塗料乙の引渡債務につき履行の提供をするまで、代金支払債務の履行を拒むことができる。
- ⑤ A社は、C社から塗料乙200缶の引渡しを受け、検査をした後、A社内で保管していた。C社から塗料乙の引渡しを受けた1ヶ月後に、A社は、買い受けた塗料乙のうち20缶の品質が劣化しており、使用できないことを発見した。当該劣化は引渡し時には存在していたがその際の検査では直ちに発見することのできない瑕疵であり、C社は当該劣化につき善意であった。この場合、商法上、A社は、塗料乙の劣化を認識した後、直ちにC社に対してその旨の通知を発しなれば、塗料乙の劣化についてC社に損害賠償を請求することができない。

第2問 2-4 (3点)

X社は、Y社に対して有する売掛金債権をZ社に譲渡した。この場合に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。

- ① 民法上、本件売掛金債権の譲受人であるZ社は、自らY社に対して本件債権譲渡の通知を行えば、Y社に対し、本件債権譲渡を対抗することができる。
- ② 民法上、Z社は、本件債権譲渡をY社以外の第三者に対抗するためには、Z社が本件債権譲渡についてY社から確定日付のある証書による承諾を受ける必要があり、X社が本件債権譲渡についてY社から確定日付のある証書による承諾を受けても、Z社は本件債権譲渡をY社以外の第三者に対抗することはできない。
- ③ 「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」(動産・債権譲渡特例法)上、本件債権譲渡について、債権譲渡登記ファイルへの債権譲渡登記がなされれば、これによりZ社は、Y社に対し、本件債権譲渡を対抗することができる。

- ④ Y社は、Z社に対し、本件債権譲渡について異議をとどめないで承諾をした。この場合であっても、Y社は、民法上、X社に対抗することができた事由をもってZ社に対抗することができる。
- ⑤ X社とY社との間では、本件売掛金債権の譲渡を禁止する旨の特約がなされていた。この場合であっても、Z社が当該特約があることを過失なく知らずに本件売掛金債権の譲渡を受け、Y社に対する対抗要件を備えていたときは、Y社は、当該特約があることを理由として、Z社による本件売掛金の支払請求を拒絶することができない。

第3問 3-1 (3点)

株主の権利および株式に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

- ① 株式会社は、定款の定めをもってしても、剰余金の配当を受ける権利および残余財産の分配を受ける権利の全部を株主に与えないとすることはできない。
- ② 株主総会における議決権は、株主が株式会社の意思決定に参加するための権利であるから、株式会社は、その取得した自己株式について、議決権を有する。
- ③ 株式会社が、剰余金の配当について二以上の種類株式を発行している場合において、当該種類株式を有する株主ごとにそれぞれの株式の内容に応じた異なる取扱いをしたとしても、株主平等原則に反しない。
- ④ 株式会社は、法務省令の定める範囲内の一定の数の株式を定款で一単元の株式とする旨を定めることにより、その発行する株式について、一単元の株式をもって、株主に株主総会において一個の議決権を行使させることができる。
- ⑤ 株主の権利のうち、責任追及等の訴えの提起を株式会社に請求する権利は、原則として、1株のみを保有する株主であっても行使することのできる単独株主権である。

第3問 3-2 (3点)

国際法務に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

- ① 当事者間の契約において、当該契約に関する民事上の法的紛争については特定の外国の裁判所に対してのみ民事訴訟を提起することができる旨の合意がなされた。この場合において、当該外国の裁判所が法律上または事実上裁判権を行うことができないため、日本の裁判所に民事訴訟が提起されたときは、日本の裁判所は、当該合意を援用し当該訴えの提起を却下することはできない。
- ② 日本の法の適用に関する通則法上、当事者が契約において準拠法を定めていた場合、日本の裁判所においては、原則として、当該契約の定めに基づいて準拠法が決定される。
- ③ 日本の法の適用に関する通則法上、当事者が準拠法をあらかじめ定めていなかった場合、契約等の法律行為の成立および効力は、原則として、当該法律行為の当時において当該法律行為に最も密接な関係がある地の法により決定される。
- ④ 外国の企業が、民事上の法的紛争に関し、日本の企業を被告として外国の裁判所に民事訴訟を提起したが、被告は、訴訟の開始に必要な呼出しまたは命令の送達を受けず、かつ応訴もしなかった。その後、当該外国の裁判所において原告の主張を認容する旨の判決が下され確定した。この場合、当該外国の企業は、日本の裁判所において、執行判決を得て強制執行を行うことはできない。
- ⑤ 外国の企業が、民事上の法的紛争に関し、日本の企業を被告として外国の裁判所に民事訴訟を提起し、被告が応訴したが、当該外国の裁判所において原告の主張を認容する旨の判決が下され確定した。この場合、当該外国の裁判所の下した判決の内容または訴訟手続が日本における公の秩序または善良の風俗に反する場合であっても、法令または条約により当該外国の裁判所に裁判権が認められるときは、当該外国の企業は、日本の裁判所において、執行判決を得て強制執行を行うことができる。

第3問 3-3 (3点)

著作権に関する次の文章中の下線部①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

法人等(企業)の業務に従事する者(従業員)が、当該法人等の発意に基づき、職務上、著作物(職務著作)を創作することがある。①著作権法上、職務著作については、原則として著作物を創作した従業員が著作者となり、就業規則や契約等に定めることにより、企業を著作権者とすることができる。

また、2人以上の者が共同して創作した著作物であって、その各人の寄与を分離して個別的に利用することができないものを共同著作物といい、これを創作した者全員が著作者となるが、②著作権法上、共同著作物の著作権その他共有にかかる著作権は、著作者全員の共有とされる。

著作者の有する権利には、著作者人格権と著作権(著作財産権)とがあるが、このうち、③著作権(著作財産権)は、著作権法上、その全部または一部を他人に譲渡することができる。

著作権者は、著作権が認められる範囲で自己の著作物を利用する権利を専有する。ただし、著作権による保護が及ばない場合が著作権法に定められている。例えば、④個人的にまたは家庭内その他これに準じる限られた範囲内において使用することを目的とするときは、原則として、その使用をする者は、著作権者の許諾を得ずに他人の著作物を複製することができる。

著作権の存続期間は、原則として、著作物の創作の時から、著作者の死後50年を経過するまでとされているが、⑤共同著作物については、原則として、著作物の創作の時から、最終に死亡した著作者の死後50年を経過するまで著作権が存続する。

第3問 3－4 (3点)

労働者災害補償保険法(労災保険法)に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. 常時使用する労働者の数が3名であるA株式会社は、労働者災害補償保険(労災保険)への加入義務を負わない。
- イ. 労災保険の適用事業場であるA株式会社には、代表取締役Bと、取締役としてCが在任している。Cは、業務執行権を有さず、Bの指揮命令を受けて労働に従事し、その対償として賃金の支払いを受けている。この場合、BおよびCのいずれも労災保険の適用を受けることはない。
- ウ. 労災保険の適用事業場であるA株式会社の従業員Bは、終業後に、A社事業場から自宅への通勤経路を外れた場所にあるスーパーマーケットに立ち寄り、個人的な買い物をしていた際に、突風でスーパーマーケットのガラスドアが割れ、その破片に当たり負傷した。この場合、Bの負傷は労災保険法に基づく保険給付の対象となる。
- エ. 労災保険の適用事業場であるA株式会社の従業員Bは、A社の工場において製造業務に従事していたが、その休憩時間中に工場の休憩室の照明器具が落下し、これに当たり負傷した。この場合、Bの負傷は労災保険法に基づく保険給付の対象となる。
- オ. 労災保険の適用事業場であるA株式会社の従業員Bは、A社事業場へ出勤する際、通常利用している通勤経路が道路工事に伴い通行止めとなっていたため、やむを得ず迂回路を通行中に交通事故に遭い負傷した。この場合、Bの負傷は労災保険法に基づく保険給付の対象となる。

- ① アイ ② アウ ③ イオ ④ ウエ ⑤ エオ

第4問 4-1 (3点)

不正競争防止法に関する次のア～エの記述のうち、その内容が適切なものを○、適切でないものを×とした場合の組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. X社は、自社の商品に、競合他社であるY社の商品の名称として全国的に知られている著名な「A」と同一の名称を表示して販売した。この場合、X社の当該行為は、不正競争に該当する。
- イ. X社は、競合他社であるY社の商品Aの形態を模倣した商品Bを販売した。この場合、X社が模倣した商品Aの形態が商品Aの機能を確保するために不可欠な形態であっても、X社の当該行為は、不正競争に該当する。
- ウ. X社は、不正の利益を得る目的で、競合他社であるY社の特定商品等表示と類似のドメイン名Aを使用する権利を取得した。この場合、X社の当該行為は、不正競争に該当する。
- エ. X社は、市販のDVDシフトに施されている不正コピー防止技術を無効にして不正コピーを可能とする機能と当該機能以外の機能を併せて有する機器Aを販売した。X社が、不正コピーを可能とする用途に供するために機器Aを販売した場合、X社の当該行為は、不正競争に該当する。

- | | | | | |
|---|-----|-----|-----|-----|
| ① | アー○ | イー× | ウー○ | エー○ |
| ② | アー○ | イー○ | ウー○ | エー× |
| ③ | アー× | イー× | ウー○ | エー× |
| ④ | アー× | イー○ | ウー× | エー○ |
| ⑤ | アー× | イー× | ウー× | エー× |

第4問 4-2 (3点)

破産手続に関する次の文章中の下線部(a)～(e)の記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

破産手続の申立権者は、債権者または債務者である、(a)債権者が破産手続開始の申立てをするには、債権の存在と破産原因があることを単に裁判所に疎明するだけでは足りず、これを証明する必要がある。

(b)破産手続は、裁判所により破産手続開始決定がなされることによって開始されるため、債務者が破産手続開始の申立てをした後、その開始決定がなされるまでの間は、債権者は、当該債務者に対して有する権利を個別に行使することができ、裁判所がこれらの権利の行使を禁止することはできない。

裁判所は、破産手続開始決定をすると同時に、破産管財人を選任する。これにより、破産者の財産の管理処分権は、原則として、破産管財人に移行する。

(c)破産手続開始の時ににおいて、双務契約について破産者およびその相手方がともにその履行を完了していない場合、破産管財人は、当該契約の解除をし、または破産者の債務を履行して相手方の債務の履行を請求することができる。

また、(d)破産者の債権者が、破産者に対して債務を負っている場合、当該債権者は、民法上の相殺の要件を充たしている限り、破産者が破産手続を開始した後に債権者が破産財団に対して負担した債務であっても、破産手続によらず、破産債権と相殺することができる。

破産手続においては、一般に、破産者の債務がすべて弁済されることはなく、債務が残存するのが通常である。この点、(e)債務者は、破産手続開始決定を受けただけでは自己の債務の支払義務を免れることはできず、免責許可の決定を受けてはじめて債務の支払義務を免れることができる。

- ① a b ② a d ③ b c ④ c e ⑤ d e

第4問 4-3 (3点)

A社を貸主、B社を借主とする建物の賃貸借に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。なお、A社とB社との間の賃貸借は、一時使用目的の建物の賃貸借ではないものとする。

- ア. B社は、A社からオフィスビルを賃借して使用していたが、天井から雨漏りがするようになった。この場合、民法上、B社は、A社に対して雨漏りの修繕を請求し、または、自らの費用で第三者に雨漏りを修繕させてその費用を直ちにB社に償還するようA社に対して請求することができる。
- イ. A社は、B社に賃貸し引き渡したオフィスビルを、C社に売却した。この場合、B社は、C社に対し当該オフィスビルの賃借権を対抗することができるため、C社から当該オフィスビルの明渡しの請求を受けたとしても、これに応じる必要はない。
- ウ. B社は、A社の承諾を得ることなく、A社から賃借したオフィスビルをD社に転賃した。この場合であっても、民法上、A社は、当該オフィスビルの賃貸借契約を解除することは禁止されている。
- エ. B社は、A社の同意を得て、A社から賃借しているマンションの一室にB社の負担でエアコンを設置した。この場合、B社は、特約がない限り、当該賃貸借契約の終了に際して、当該エアコンを買い取るようA社に請求することはできない。
- オ. A社は、B社に対して、賃貸借期間を2年と定めて、自社の所有するマンションの一室を賃貸した。その後、2年の賃貸借期間が経過したにもかかわらず、A社がB社に対して何ら更新に関する手続をせず、B社も引き続き貸室を使用し続けている場合、借地借家法により、A社とB社との間の賃貸借契約の更新が認められる。

- ① アイウ ② アイオ ③ アウエ ④ イエオ ⑤ ウエオ

第4問 4－4 (3点)

金融商品取引法に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

- ① 金融商品取引業者は、顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、または確実であると誤解させるおそれのあることを告げて、金融商品取引契約の締結の勧誘をしてはならない。
- ② 金融商品取引業者は、有価証券等の売買その他の取引等で顧客に損失が生じた場合に、当該顧客に対してその全部または一部を補てんすることを約束することは禁止されているが、顧客からの要求に応じて、当該損失の補てんを行うことは禁止されていない。
- ③ 上場会社の株式につき公開買付けを行う場合、買付けの価格については、原則として、すべての応募株主に対し均一の条件としなければならない。
- ④ 上場会社の業務等に関する重要事実を、自らの職務に関し知った会社関係者は、当該重要事実が公表される前に、他人に当該上場会社の株式を売買させることにより当該他人に利益を得させる目的をもって、当該他人に対し当該重要事実を伝達してはならない。
- ⑤ 上場会社の役員が、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した場合、当該役員だけでなく、当該上場会社にも両罰規定によって刑事罰が科されることがある。

第5問 5－1 (3点)

取締役会設置会社（指名委員会等設置会社および監査等委員会設置会社を除く）における取締役の権限および責任に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

ア. 会社法上、取締役は、社外取締役を含め、その全員が会社の業務を執行しなければならない。

- イ. 取締役は、その職務を執行するにあたり、その任務を怠ったときは、会社法上、会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、この取締役の責任は過失責任である。
- ウ. 取締役は、自ら会社の事業の部類に属する取引（競業取引）をする場合、事前に取締役会の承認を受けなくても、当該取引後に、取締役会にその報告をすれば足りる。
- エ. 会社法上、取締役の任務懈怠に基づく会社に対する損害賠償責任は、総株主の同意があるときは、その全部を免除することができる。
- オ. 会社法上、取締役は、その職務を行うについて悪意または重過失があったときは、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

- ① アイウ ② アイエ ③ アウオ ④ イエオ ⑤ ウエオ

第5問 5-2 (3点)

共同抵当に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. A社は、互いに隣接していない甲土地および乙土地を所有しているが、民法上、共同抵当権を設定することができるのは、土地およびその土地上の建物、または、隣接する複数の土地に限られているため、A社は、甲土地および乙土地に共同抵当権を設定することはできない。
- イ. A社は、B社に対し3000万円の債務を負っており、B社のために自社の所有する甲土地および甲土地上の乙建物に共同抵当権を設定し、その登記を経た。その後、B社の申立てによる競売手続により、甲土地および乙建物が同時に競落された。この場合において、甲土地の売却代金が2000万円、乙建物の売却代金が4000万円であったときは、B社は、甲土地から1000万円、乙建物から2000万円の配当を受ける。
- ウ. A社は、債権者B社のために、自社の所有する甲土地および甲土地に隣接する乙土地に共同抵当権を設定し、その登記を経た。この場合において、B社は、甲土地について競売を申し立てて配当を受けたときであっても、債権全額の弁済を受けていなければ、続いて乙土地について競売を申し立てて配当を受けることができる。

エ. A社は、B社に対し6000万円の債務を負っており、B社のために自社の所有する甲土地および甲土地に隣接する乙土地に第1順位の共同抵当権を設定し、その登記を経た。その後、甲土地には、A社に対する3000万円の債権を被担保債権として、C社が第2順位の抵当権の設定を受け、その登記を経た。この場合において、B社が甲土地について競売を申し立てて配当を受け、C社が甲土地からまったく配当を受けることができなかつたときは、C社は、A社に対し、債権額3000万円について損害賠償を請求することができる。

オ. A社は、債権者B社のために、自社の所有する甲土地および甲土地上の乙建物に共同抵当権を設定し、その登記を経た。その後、A社は、甲土地および乙建物をC社に売却した。この場合、C社は、B社に対し、当該抵当権の消滅を請求するためには、民法所定の書面を送付しなければならない。

- ① アイエ ② アイオ ③ アウエ ④ イウオ ⑤ ウエオ

第5問 5-3 (3点)

特許権に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

- ① A社は、B社との間で、自己の特許発明甲についてB社に通常実施権を許諾する旨の契約を締結した。この場合、B社は、当該通常実施権の許諾について特許原簿への登録をしなければ、その後にA社から特許発明甲について通常実施権の許諾を受けた第三者C社に対して、自己の通常実施権を対抗することができない。
- ② A社は、B社との間で、自己の特許発明甲についてB社のみ通常実施権を許諾し他の者には実施を許諾しない旨の特約を付した通常実施権(独占的通常実施権)を許諾する旨の契約を締結した。この場合、A社が第三者C社に対して特許発明甲について通常実施権を許諾したときであっても、B社は、C社に対して、特許発明甲の実施の差止めを請求することはできない。

- ③ A社が、自己の特許発明甲についてB社に専用実施権を設定しようとする場合、A社とB社との間で特許発明甲について専用実施権設定契約を締結し、かつ、特許原簿への登録をしなければ、専用実施権はその効力を生じない。
- ④ A社は、B社との間で、自己の特許発明甲についての特許権をB社に譲り渡す旨の売買契約を締結した。この売買契約による特許権の移転(特定承継)は、特許原簿への登録をしなければ、A社とB社の間においてもその効力を生じない。
- ⑤ A社は、B社に対し、自己の特許発明甲について通常実施権を許諾した。その後、A社は、C社に吸収合併されたことにより特許発明甲についての特許権はC社に移転した。この場合、C社は、吸収合併による特許権の移転(一般承継)について特許原簿への登録をしなくても、B社に対して当該特許権を対抗することができる。

第5問 5-4 (3点)

独占禁止法に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. 甲市においてプロパンガスの販売業を営むA社は、同一地域でプロパンガスを販売しているB社との間で、プロパンガスの単位当たりの最低販売価格を定め、これを下回る価格では販売しない旨を取り決めた。この場合、当該取決めにおいて、A社およびB社が取り決めた内容に違反した際の罰則が定められていなくても、A社およびB社が行った当該取決め行為は、原則として、独占禁止法上の不当な取引制限に該当する。
- イ. 甲市においてガソリンの販売業を営むA社およびB社は、原油の輸入価格が高騰したことに伴いガソリンの卸売価格が上昇したため、それぞれ意思を連絡することなく、両社の独自の判断で、ほぼ同時期にガソリンの小売価格の値上げを行った。その結果、A社およびB社のガソリンの小売価格は同一となった。この場合、A社およびB社によるガソリンの値上げ行為は、原則として、独占禁止法上の不当な取引制限に該当する。

- ウ. 家電製品Xの製造業者であるA社は、小売業者であるB社との間で、Xを、B社がB社の名をもってA社の計算において消費者に販売し、これに対してA社がB社に報酬を支払い、かつ売れ残ったXはA社が引き取ることを約する、いわゆる委託販売契約を締結した。この場合において、A社は、B社にXを供給するにあたり、その小売価格を定めて、当該価格でB社にXを販売させた。この場合、A社によるXの小売価格の設定およびXを当該価格でB社に販売させた行為は、原則として、独占禁止法上の不公正な取引方法に該当する。
- エ. A社は、化粧品Xを製造し、小売店に卸売販売をしている。A社は、甲市の小売店であるB社の要請により、甲市においてXを販売する小売店に対し、「XをA社の指定した小売価格以上の価格で販売しない場合、Xの供給を停止する」旨を通知し、当該通知に従って小売店にXを販売させた。この場合、A社が小売店の要請に応じて行った当該通知および当該通知に従って小売店にXを販売させた行為は、原則として、独占禁止法上の不公正な取引方法に該当する。
- オ. 発明甲について特許権を有するA社は、B社に対し、特許発明甲について通常実施権を許諾するに際し、「特許発明甲についての特許権の存続期間が終了した後も、B社が特許発明甲を実施するにあたっては、A社の許諾を得、かつ、A社に実施料を支払う」ことを通常実施権許諾契約締結の条件として、B社との間で当該通常実施権許諾契約を締結した。この場合、A社の当該行為は、原則として、独占禁止法上の不公正な取引方法に該当する。

- ① アイウ ② アウエ ③ アエオ ④ イウオ ⑤ イエオ

第6問 6-1 (2点)

A株式会社では、平成26年に成立した「会社法の一部を改正する法律」(法律第90号。以下、「改正会社法」という)の内容について検討している。次のア～エの記述は、改正会社法の内容について検討している際のA社内における発言の一部である。これらの発言のうち、その内容が適切なものを○、適切でないものを×とした場合の組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

ア。「改正会社法施行前の委員会設置会社では、指名委員会、報酬委員会および監査委員会という3つの委員会を設置しなければなりませんでした。会社法改正により、これらのうちいずれか1つの委員会のみを設置する会社が認められることとなりました。そこで、改正会社法施行後は、例えば、取締役等の報酬額を決定する報酬委員会のみを設置する報酬委員会設置会社を設立することが会社法により認められます。」

イ。「改正会社法では、社外取締役に就任できる者の要件が緩和されました。例えば、改正会社法施行前の委員会設置会社では一定数の社外取締役を置くことが義務づけられていましたが、当時の厳格な要件の下では社外取締役の候補者を探すことが困難であるという問題がありました。そこで、改正会社法では、社外取締役となり得る者の要件が緩和されたのです。例えば、当社と現に雇用契約を締結している従業員は、従業員であるままで、当社の社外取締役に就任することができます。」

ウ。「改正会社法では、一定の要件を充たす株式会社は、社外取締役を置いていない場合の理由の開示義務を負うこととされました。すなわち、事業年度の末日において当該会社が社外取締役を置いていない場合には、当該会社の取締役は、当該事業年度に関する定時株主総会において、社外取締役を置くことが相当でない理由を説明しなければなりません。」

エ。「会社に損害を生じさせた取締役等の責任を株主が追及する責任追及等の訴え(株主代表訴訟)について改正がありました。すなわち、一定の場合には、親会社の株主が、その子会社の取締役を被告として株主代表訴訟を提起することが可能となりました。これは、いわゆる多重代表訴訟と呼ばれるものです。」

- ① アー○ イー○ ウー× エー○
- ② アー○ イー× ウー× エー○
- ③ アー× イー× ウー○ エー○
- ④ アー× イー× ウー○ エー×
- ⑤ アー× イー○ ウー○ エー×

第6問 6-2 (2点)

A社は、B社に対して有する貸金債権の担保として、B社の所有する財産に譲渡担保権の設定を受けることを検討している。この場合に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. B社が不動産を所有している場合には、A社は、当該不動産に抵当権の設定を受けることにより、B社が当該不動産を占有したまま貸金債権の担保とすることができるため、A社は、当該不動産に譲渡担保権の設定を受けることはできない。
- イ. A社は、B社がその取引先であるC社に対して有する売掛金債権に譲渡担保権の設定を受ける場合、A社とB社との間の譲渡担保権設定契約について契約書を作成することにより、譲渡担保権をC社に対抗することができる。
- ウ. A社は、B社が所有する工作機械に譲渡担保権の設定を受けた。この場合、A社は、B社が工作機械を以後A社のために占有する意思を表示してA社に占有を移転する占有改定をすることにより、当該譲渡担保権を第三者に対抗することができる。
- エ. B社は、倉庫内に、随時構成部分が変動する在庫商品を保管している。この場合、当該在庫商品の種類、所在場所および量的範囲を指定する方法により目的物の範囲が特定されるときは、A社は、これらの在庫商品を一個の集合物として譲渡担保権の設定を受けることができる。
- オ. A社は、B社の所有する絵画に譲渡担保権の設定を受けた後、B社が返済を怠ったため、当該譲渡担保権を実行し、絵画を自ら取得した。この場合において、絵画の適正評価額が被担保債権の額を上回っていたとしても、A社は、B社に対し、絵画の適正評価額と被担保債権の額の差額を支払う義務を負わない。

- ① アウ ② アオ ③ イエ ④ イオ ⑤ ウエ

第6問 6-3 (2点)

X株式会社では、取締役Aが、架空の売上げを計上し計算書類等を作成しようとしている。この場合に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。なお、X社は、会社法上の公開会社であり、監査役としてBを選任しているが、監査役会は設置していないものとする。

- ① Aによる架空の売上げの計上の事実が公となり、X社に損害が生じたため、X社がその株主からAの責任追及等の訴えの提起の請求を受けた。この場合、当該責任追及等の訴えについてX社を代表するのはBである。
- ② Aによる架空の売上げの計上の事実によりX社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、Bは、Aに対して、当該行為をやめるように請求することができる。
- ③ Bは、会社法上、必要があると認められるときは、Aによる架空の売上げの計上の事実について、X社の取締役会に出席し、意見を述べることができるが、取締役会への出席や意見の陳述を義務付けられてはいない。
- ④ X社が会計参与としてCを選任している場合、Cは、その職務を行うに際し、Aによる架空の売上げの計上の事実を知ったときは、遅滞なく、これをBに報告しなければならない。
- ⑤ X社が会計監査人としてDを選任している場合、Dは、架空の売上げの計上により作成されたX社の計算書類等が法令または定款に適合するかどうかについて、Bと異なる意見を有するときは、A社の定時株主総会に出席して意見を述べるができる。

第6問 6-4 (2点)

債権者代位権および詐害行為取消権に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が適切なものを1つだけ選びなさい。

- ① 債権者が債権者代位権を行使するには、債務者の資力が不十分であり、債権者が債務者の有する債権を行使しなければ自己の債権の完全な満足を得られないこと、すなわち債務者が無資力であることが必要である。したがって、債権者が、債務者に対して有する登記請求権を被保全債権として、債務者が第三債務者に対して有する登記請求権を代位行使する場合にも、債務者が無資力であることが必要である。

- ② 債権者が債権者代位権を行使し、第三債務者に対し、当該第三債務者が債務者に対して負う債務の履行を請求するために、債務者が債権者に対して負う債務の弁済期が到来していることは不要である。
- ③ 詐害行為取消権については、債権者が裁判所に訴訟を提起して裁判上で行使しなければならない。これに対し、債権者代位権については、必ずしも債権者が裁判所に訴訟を提起して裁判上で行使する必要はなく、裁判外で行使することも認められている。
- ④ 債務者がその所有する不動産を贈与して無資力になった後、当該贈与の受贈者（受益者）が当該不動産を第三者（転得者）に譲渡して、登記を移転した。この場合、当該不動産の所有権は第三者（転得者）に移転しているため、債権者は、詐害行為取消権を行使して当該贈与を取り消すことはできない。
- ⑤ 債務者の有する金銭債権につき詐害行為取消権を行使した債権者は、債務者に引き渡されるべき金銭について、自己に引き渡すことを請求することができる。これに対し、債務者の有する金銭債権につき債権者代位権を行使した債権者は、債務者に引き渡されるべき金銭について、自己に引き渡すことを請求することはできない。

第7問 7-1 (2点)

Aは、Bから依頼され、返済期日を1年後と定めて、Bに無利息で300万円を貸し付けた。しかし、返済期日を経過してもBが返済をしないため、Aは、Bを被告として貸金返還請求訴訟を提起した。この場合に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

- ① 本件訴訟において、Bは「Aから金銭は受け取っていない」と主張した。この場合、Aは、Bに金銭を交付した事実を証明しなければならない。
- ② 本件訴訟において、Bは「300万円は確かに受け取ったが、それは贈与されたものだ」と主張した。この場合、Bは、Aから贈与を受けた事実を証明しなければならない。

- ③ 本件訴訟において、Bは「300万円はすでにAに返済した」と主張した。この場合、Bは、Aに弁済した事実を証明しなければならない。
- ④ 本件訴訟において、裁判所は、BはAに対し300万円の借入金返還債務を負っており、また、弁済期以後は、300万円に対する法定利率による遅延損害金の支払義務も負うとの心証を得た。この場合であっても、Aが遅延損害金の支払いを請求していないときは、裁判所は、300万円に遅延損害金を加算した額の金銭をAに支払う旨をBに命ずる判決を言い渡すことはできない。
- ⑤ 本件訴訟の口頭弁論において、Bは答弁書に記載した事項を陳述した。この場合、Aは、Bの同意を得なければ、本件訴訟を取り下げることができない。

第7問 7-2 (2点)

民事再生法に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。

- ① 経済的な窮境に陥ったX社が民事再生法上の再生手続開始の申立てをするには、破産手続開始の原因となる事実が生じていなければならない、そのおそれがあるのみでは再生手続開始の申立てをすることはできない。
- ② 裁判所によりX社に再生手続開始の決定が出され、監督委員が選任されたときは、X社の業務の遂行ならびに財産の管理および処分をする権利は、監督委員に専属し、X社はこれらの権利を失う。
- ③ X社は、Y社から融資を受けるに際し、Y社のために自社の工場およびその敷地に抵当権を設定したが、その後、再生手続開始の決定を受けた。この場合、Y社は、原則として、当該抵当権を行使することができず、再生手続において作成される再生計画に従って、当該抵当権の被担保債権の弁済を受ける。
- ④ X社は、再生手続開始の申立てを行った後、その決定を受ける前に、取引先のY社から、X社の事業の継続に欠くことのできない原材料を購入した。この場合、当該原材料の代金債権は、裁判所の許可またはこれに代わる監督委員の承認により、再生手続によらないで随時弁済され、再生債権に先立って弁済される共益債権となる。

- ⑤ X社が再生手続開始の申立てを行った後、X社に再生手続開始の決定が出される前に、X社の債権者であるY社は、X社の財産に対して強制執行の申立てを行っていた。この場合、進行中の強制執行の手続は、X社に再生手続開始の決定が出された後も続行される。

第7問 7-3 (2点)

家電製品の製造販売業を営むA社は、斬新なデザインの扇風機を開発し、「甲」の名称で発売することとした。この場合に関する①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。

- ① A社は、扇風機を指定商品として、「甲」について商標権の設定登録を受けた。A社は、当該登録商標について、最初に登録を受けてから10年間の存続期間に加えて、1回に限って10年間の更新登録をすることができる。
- ② A社は、甲を発売するに際してその商品名の商標登録を行おうとしたところ、扇風機を指定商品として「甲」またはこれに類似する名称の商標登録はされていないが、扇風機とは類似しない芳香剤を指定商品として「甲」の名称でB社の商標登録がなされていた。この場合、A社が扇風機を指定商品として「甲」の商標登録出願をしたときは、B社による「甲」の商標登録があることを理由としては、商標登録を拒絶されない。
- ③ 甲は、土台部分に複雑な立体形状が複数設けられている点にデザイン上の特徴がある。この場合において、当該土台部分の形状のみで意匠登録の要件を充たすときであっても、A社は、甲の一部分である当該土台部分の形状のみについて意匠登録を受けることはできない。
- ④ 甲は、その羽根の回転軸の内部に特殊な発光器具を搭載しており、これを点滅させることにより、連続的に変化する様々な模様を投影することができる。この場合において、当該模様が意匠登録の要件を充たすときであっても、A社は、その変化の前後にわたる当該模様について意匠登録を受けることはできない。

- ⑤ 甲の土台部分の複雑な立体形状を成型するためには、A社が独自に開発した特殊な製造方法が必要である。当該製造方法に関する情報が不正競争防止法上の営業秘密に該当する場合において、競合他社であるB社が、A社の従業員を通じて当該製造方法に関する情報を不正に取得し、当該製造方法を用いて甲と土台部分が類似した扇風機（甲の類似品）を製造していたとしても、B社が甲の類似品を販売していないときは、不正競争防止法上、A社は、B社に対して、甲の類似品の製造および販売の差止めを請求することはできない。

第7問 7-4 (2点)

募集株式の発行および社債の発行に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. 公開会社ではない取締役会設置会社は、定款にその旨の定めがなくとも、募集株式の発行および社債の発行のいずれについても、取締役会決議で募集事項を決定することができる。
- イ. 募集株式の発行は、株式割当てによる発行とそれ以外の発行に分けられるが、いずれの場合であっても、募集株式を引き受ける者にとって特に有利な払込金額を定めたときには、株主総会の特別決議により募集事項を決定する必要がある。
- ウ. 会社法上、募集株式の発行については発行可能株式総数の範囲内という限度があるが、社債については発行限度額についての制限はない。
- エ. 株主は、会社の実質的な所有者であり、会社経営に参加する権利として株主総会における議決権等の共益権を有する。これに対し、社債権者は、会社外部の債権者であり、社債権者であることをもって会社経営に参加する権利は認められない。
- オ. 募集株式の引受人のうちに出資の履行をしない者がいる場合、募集株式の発行手続自体は無効とならず、当該出資の履行をしない者は募集株式の株主となる権利を失う。

- ① アイウ ② アイエ ③ アウオ ④ イエオ ⑤ ウエオ

第8問 8-1 (2点)

次のア～エの記述は、A社の事業に関連する行政庁の許認可手続等について、A社内で検討が行われた際の発言の一部である。この発言のうち、その内容が適切なものの個数を①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

ア。「当社は、国の所轄官庁に対し、営業許可の申請をしました。これに対して、所轄官庁は、営業許可を拒否する処分をするときは、行政手続法上、原則として、当社に対し、同時にその処分の理由を示さなければならないとされています。」

イ。「当社が行った営業許可の申請に対し、国の所轄官庁から当該申請の取下げを求める旨の行政指導が行われましたが、当社では当該行政指導に従う意思がないことを表明しました。この場合、行政手続法上、所轄官庁は、当該行政指導を継続してはならないとされています。」

ウ。「当社は、国の所轄官庁から口頭で行政指導を受けましたが、当該行政指導の内容を書面で明確化したいと考えています。しかし、行政手続法上、所轄官庁が書面化に応じるか否かは任意とされており、所轄官庁は当該行政指導の内容を書面化することを義務付けられていません。」

エ。「当社が国の所轄官庁から不利益処分を受ける場合、当社に不利益処分の理由が示されますが、当社に意見陳述の機会が与えられることはありません。」

- ① 0個 ② 1個 ③ 2個 ④ 3個 ⑤ 4個

第8問 8-2 (2点)

貴金属販売業を営むX社は、消費者Yに30万円の宝石（割賦販売法上の指定商品に該当する）を販売した。この場合に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。なお、本問におけるZ社は、X社と提携している信販会社であるものとする。

ア。X社とYとの間の本件売買契約では、Yは売買代金を6ヶ月間にわたり、かつ、毎月1回ずつ6回に分割し、これをYがX社の銀行口座に直接振り込んで支払うこととした。この場合、本件売買契約には、割賦販売法が適用される。

- イ. 本件売買契約では、Yが、Z社から交付を受けたクレジットカードを用いて当該宝石をX社から購入し、売買代金については、Z社が、X社に代金相当額を支払うとともに、Yから3ヶ月後に一括してその弁済を受けることを内容とするものであった。この場合、本件クレジットカード取引には、割賦販売法が適用される。
- ウ. 本件売買契約は、Z社を個別信用購入あっせん業者とする個別信用購入あっせんを用いて締結された。割賦販売法上、消費者が個別信用購入あっせん業者への支払いを怠った場合の遅延損害金については規制されていないため、Z社は、Yとの間で、売買代金の立替払契約に関する遅延損害金の計算に用いる利率については自由に定めることができる。
- エ. 本件売買契約は、Z社を個別信用購入あっせん業者とする個別信用購入あっせんを用いて締結された。この場合において、Yが賦払金を支払わないときは、Z社は、Yに対し、割賦販売法に基づき期間を定めてその支払いを書面で催告し、その期間内に賦払金の支払義務が履行されなければ、その遅滞を理由として、支払時期の到来していない賦払金についてYの有する期限の利益を喪失させ、売買代金の残金を一括して請求することができる。
- オ. 本件売買契約は、X社の従業員が、Yに宝石を販売する目的で、Yの求めがないのにYの自宅を訪問して勧誘し、その場においてZ社を個別信用購入あっせん業者とする個別信用購入あっせんを用いて締結された。この場合、Yがいわゆるクーリング・オフにより、Z社との間における売買代金の立替払契約を解除するには、所定の期間内に、当該解除をする旨の書面がZ社に到達していることが必要である。

- ① アイエ ② アイオ ③ アウエ ④ イウオ ⑤ ウエオ

第8問 8-3 (2点)

国際取引における法的諸問題に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が適切でないものを1つだけ選びなさい。

- ① 日本の企業であるA社は、日本において、発明甲について特許権の設定登録を受けた。この場合、A社は、日本以外で「工業所有権の保護に関するパリ条約」に加盟している国においても、発明甲についての特許権を取得する。

- ② 日本の企業であるA社は、「特許協力条約」に基づき、複数の同盟国を指定国として、日本の特許庁に国際出願を行うことにより、当該指定国において特許出願をしたのと同じ効果が認められる。
- ③ 日本の企業であるA社は、製品甲を製造するのに必要な発明乙につき、日本およびX国で特許権を有しており、X国においては、X国の企業であるB社に製品甲の独占的販売権を設定している。日本の企業であるC社は、X国においてB社から製品甲を購入し、日本に輸入し販売している。この場合、日本の判例によれば、A社は、原則として、日本における発明乙の特許権に基づいて、C社に対し製品甲の輸入および販売の差止めを請求することができない。
- ④ 日本の企業であるA社が、日本の裁判所において破産手続開始決定を受けた後、A社に対して債権を有する外国籍の企業であるB社は、日本国外にあるA社の財産を差し押さえてその債権の一部について弁済を受けた。この場合、B社は、日本におけるA社の破産手続において、弁済を受ける前の債権の額全額について手続に参加することはできるが、他の同順位の破産債権者が自己の受けた弁済と同一の割合の配当を受けるまでは、最後配当を受けることができない。
- ⑤ 日本の企業であるA社は、X国における大規模建設プロジェクトを受注するため、X国における当該プロジェクトの所管官庁の高官に対し賄賂を贈った。この場合、A社は、日本の不正競争防止法に基づき刑事罰を科される可能性がある。

第8問 8-4 (2点)

会社法に基づく株式交換および株式移転に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

- ① A株式会社が株式交換によりB株式会社をその完全子会社とした場合、A社の監査役は、B社の取締役を兼ねることができない。
- ② A株式会社が株式移転により新たにA社の完全親会社となるB株式会社を設立する場合、A社の株式に代えてA社の株主に交付される対価はB社の株式でなければならないが、A社の株式の対価としてA社の株式にB社の社債や新株予約権を交付することはできない。

- ③ A株式会社が株式交換によりB株式会社をその完全子会社とする場合、A社およびB社は、原則として、株式交換契約に定める所定の期日までに、それぞれの株主総会において、株式交換契約につき特別決議による承認を受けなければならない。
- ④ A株式会社が株式移転により新たにA社の完全親会社であるB株式会社を設立する場合、当該株式移転に反対するA社の反対株主は、原則として、A社に対して、自己の有するA社の株式を公正な価格で買い取ることを請求することができる。
- ⑤ A株式会社が株式交換によりB株式会社をその完全子会社とした場合、B社は、A社の株主総会において、B社が保有するA社の株式の議決権を行使することができない。

第9問 9-1 (2点)

企業活動にかかわる犯罪に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. A社の株主Xは、株主の権利の行使に関し、A社の計算において財産上の利益を自己に供与することをA社の取締役Yに要求したが、YがXの要求を拒絶したため、財産上の利益の供与を受けることができなかった。この場合であっても、Xには、会社法上の利益供与要求罪が成立し得る。
- イ. A社の取締役Xが、取締役としての任務に背く行為をしA社に財産上の損害が生じた。この場合において、Xが自己もしくは第三者の利益を図る目的およびA社に損害を加える目的のいずれも有しなかったときは、Xには、会社法上の特別背任罪は成立しない。
- ウ. 個人情報保護法上の個人情報取扱事業者であるA社は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得した。この場合、直ちにA社は個人情報保護法に基づき刑事罰を科される。
- エ. 下請代金支払遅延等防止法(下請法)上の親事業者であるA社が、下請法上の下請事業者であるB社に対し製造委託等をした際に、A社の担当者Cは、B社に下請法所定の書面等を交付または提供しなかった。この場合、Cだけでなく、A社にも下請法に基づき刑事罰が科され得る。

オ. A社は、その事業活動に伴って人の健康を害する物質を排出し、これにより公衆の生命・身体に危険を生じさせた。この場合、「人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律」により、A社に刑事罰が科されるのは、A社が故意に人の健康を害する物質を排出した場合のみであり、過失により人の健康を害する物質を排出しても刑事罰の対象とならない。

- ① アイエ ② アイオ ③ アウオ ④ イウエ ⑤ ウエオ

第9問 9-2 (2点)

小売業者A社は、自社の取扱商品の製造者であるB社との間で、小売業者等が、自社ブランドの製品を販売するために、製造業者等との間で決定した仕様に基づく製品を当該製造業者等に供給させるOEM (Original Equipment Manufacture) 契約を締結することを検討している。次のア～エの記述は、OEM契約について検討している際のA社内における発言の一部である。これらの発言のうち、その内容が適切なものを○、適切でないものを×とした場合の組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

ア. 「OEM契約における発注者は、一般に、技術力や価格競争力の弱い分野において安価に良質な製品を調達することによって、投資負担や経営リスクを軽減できます。これに対して、受注者は、一般に、価格が適正であれば、生産の増大により利益を拡大でき、また、同時に設備および人員の有効利用が可能となります。」

イ. 「OEM契約においては、発注者が、OEM契約に基づいて製造業者等に供給させた製品に、その製品の製造業者として自己の商号を表示して製品を販売することがあります。このようにして販売された製品に欠陥があり、製品の購入者がその製品を使用して怪我をした場合には、OEM契約における発注者が、製造物責任法に基づく損害賠償責任を負うことがあります。」

ウ。「OEM契約における発注者は、自社ブランドを表すロゴマークについて商標権の設定登録を受けた上で、OEM契約に基づき供給される製品に当該ロゴマークを付して販売することができます。これにより、発注者は、競合他社が、正当な権限なく当該ロゴマークと類似する商標を同種の製品に付して販売している場合、商標権の侵害を理由として、その差止めを請求することができます。」

エ。「OEM契約における取引数量の設定方法としては、年間の最低取引数量や金額を設定する方法、最低発注単位を設定して一定期間の先行発注を義務付ける方法、購入予定量を単なる達成努力義務として定める方法などがあります。」

- | | | | | |
|---|-----|-----|-----|-----|
| ① | アー○ | イー○ | ウー○ | エー○ |
| ② | アー○ | イー○ | ウー× | エー○ |
| ③ | アー× | イー× | ウー○ | エー○ |
| ④ | アー× | イー× | ウー○ | エー× |
| ⑤ | アー× | イー○ | ウー× | エー× |

第9問 9-3 (2点)

景品表示法に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

ア. 家具の小売業者であるA社は、自社商品を購入した顧客を対象として抽選を実施し、当選者にエコバッグを進呈する方法による販売促進を企図している。この場合において、A社が、当該抽選の対象を、自社商品を5000円分以上購入した顧客に限定していたときは、当該エコバッグの進呈は、景品表示法3条で定める景品類の制限および禁止の規定による規制を受けない。

イ. A銀行は、自らの預金口座を開設したすべての顧客に対してボールペンを配布する方法で、預金者の増加を企図している。この場合におけるボールペンの配布は、景品表示法3条で定める景品類の制限および禁止の規定による規制を受ける。

- ウ. 菓子店を営むA社は、自社の店舗で菓子商品甲を購入したすべての顧客に対しておまけとして玩具乙を進呈する方法で、甲の販売促進を企図している。この場合、甲の取引価額が1000円以上であっても、乙の価額が甲の取引価額の10分の2を超えなければ、正常な商慣習の範囲内であるか否かにかかわらず、乙を進呈する行為は、景品表示法3条で定める景品類の制限および禁止の規定による規制を受けない。
- エ. 中古自動車販売業を営むA社は、自社で販売する中古自動車の販売促進のためのキャンペーンを展開し、そのキャンペーンチラシに「キャンペーン期間中に中古自動車を購入したすべての顧客に対し、購入代金の一部をキャッシュバック（返金）する」旨の表示をして、中古自動車を販売した。A社による当該キャッシュバックを行う行為は、正常な商慣習に照らして値引きと認められる経済上の利益に該当する場合、景品表示法3条で定める景品類の制限および禁止の規定による規制を受けない。
- オ. A町商店街では、毎年12月の1ヶ月間、同商店街に属するすべての小売業者が共同して歳末イベントを実施している。当該イベントは、イベントの実施期間内に同商店街で一定額以上の買い物をした顧客に対し、抽選により1名に海外旅行招待券を進呈することを内容とするものである。この場合、同商店街が当該イベントにおいて進呈できる海外旅行招待券の最高価額の上限は、顧客が当該抽選に応募するのに必要な買物の金額の多寡によって変わることはない。

- ① アイウ ② アイエ ③ アウオ ④ イエオ ⑤ ウエオ

第9問 9-4 (2点)

X社は、Y社に事業資金を融資したが、Y社からその返済を受けていない。Y社は、自社所有の土地に建築したビルを本社として使用している。この場合に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. X社がY社から返済を受けていない残債務額が300万円である場合、X社は、本件貸金債権について、簡易裁判所書記官に支払督促の申立てをすることができる。

- イ. X社は、本件貸金債権のため、Y社の土地およびビルを目的物として仮差押命令の申立てをした。この場合、X社は、Y社の土地およびビルにつき仮差押命令を得るには、裁判所における審理において、Y社に対する貸金債権の存在および仮差押えの必要性について、疎明をするのでは足りず、客観的な証拠に基づいてこれらの証明をしなければならない。
- ウ. X社が、Y社に対し金銭債権を有する他の債権者に先んじて、Y社の土地およびビルに仮差押命令を得、その登録を経た場合、X社は、当該仮差押えを根拠として、他の債権者に優先して当該土地およびビルの競売代金から本件貸金債権の回収を図ることができる。
- エ. X社の申立てにより、Y社の土地およびビルについて仮差押えおよびその旨の登記がなされた後、当該土地およびビルにつき、Y社の債権者であるZ社の申立てによる差押えがなされ、強制執行により競売が行われた。この場合、X社がY社を相手方として提起した貸金返還請求訴訟に勝訴し債権が確定すれば、X社は、Z社の申し立てた強制執行手続において、配当要求をすることなく配当を受けることができる。
- オ. X社は、Y社を相手方として貸金返還請求訴訟を提起し、その勝訴判決が確定したため、これを債務名義としてY社の土地およびビルを差し押さえて競売に付したが、競売代金から完全な弁済を得ることができなかった。この場合、X社は、民事執行法上の財産開示手続により、Y社に対し、その財産を開示するよう請求することができる。

- ① アイウ ② アイエ ③ アエオ ④ イウオ ⑤ ウエオ

第10問 10-1 (2点)

有価証券および預金に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. 売買契約における買主Xは、売主Yに対し、売買代金支払いのため、約束手形の券面上に「売買目的物の受領と引換えに手形金を支払う」旨を記載して約束手形を振り出した。この場合、売主Yは、手形振出しの原因となった売買契約の目的物の引渡しと引換えでなければ、買主Xに対して、手形金の支払いを請求することができない。
- イ. 売買契約における買主Xは、売主Yに対し、売買代金支払いのため、約束手形を振り出した。その後、当該売買契約は、売主Yの詐欺を理由として取り消された。この場合において、当該売買契約が取り消されたことを知らずに売主Yから当該約束手形の裏書譲渡を受けたZが、買主Xに対して手形金の支払いを請求したときは、買主Xは、当該売買契約が取り消されたことを理由に手形金の支払いを拒むことができる。
- ウ. X銀行の預金者Yから預金通帳および印鑑を盗取したZは、X銀行の窓口で当該預金通帳および印鑑を持参し、偽造した本人確認書類を提示して、預金の払戻しを受けた。この場合において、X銀行の窓口で対応した担当者が、Zが提示した本人確認書類が偽造されたものであり、ZがYでないことを容易に知り得たにもかかわらず過失によりこれに気づかず、払戻しに応じていたときは、当該払戻しは、民法上の「債権の準占有者に対する弁済」として有効とはならない。
- エ. X銀行の預金者Yの配偶者Zは、YがX銀行から交付されたキャッシュカードを盗取し、当該キャッシュカードを使用してX銀行の現金自動支払機(ATM)から預金の払戻しを受けた。この場合、X銀行は、ZがYの配偶者であることを証明したときは、預金者保護法上、払い戻された額に相当する金額の補てんをYから求められても、当該補てんを行うことを要しない。

オ. X銀行とYは、預金契約を締結するにあたり、「Yに交付されたキャッシュカードが第三者によって盗取され、当該第三者が当該キャッシュカードを使用して不正に預金の払戻しを受けた場合に、預金者保護法に基づくX銀行の補償義務を免除する」旨の特約を締結した。この場合、当該特約は無効である。

- ① アイウ ② アイエ ③ アウオ ④ イエオ ⑤ ウエオ

第10問 10-2 (2点)

A社は、B社が所有するビル甲を賃借し、使用している。ある日、ビル甲の外壁の一部が剥落し、付近を通行中のCがこれに当たり負傷した。この場合に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

ア. Cは、A社に対して民法717条の土地工作物責任の規定に基づき損害賠償を請求する場合、ビル甲の設置または保存に瑕疵があることを証明する必要がある。

イ. 賃借人であるA社は、Cから民法717条の土地工作物責任の規定に基づき損害賠償を請求された場合、損害の発生を防止するために必要な注意を尽くしていたことを証明したとしても、Cに対する損害賠償責任を免れることはできない。

ウ. Cは、個人事業主であり、本件負傷により休業を余儀なくされた。この場合において、A社に民法717条の土地工作物責任の規定に基づく損害賠償責任が成立するときは、Cは、A社に対し、損害として負傷の治療に要する費用のほか、負傷によりCが休業を余儀なくされたことにより喪失した得べかりし利益の賠償を請求することができる。

エ. Cは、保険会社であるD社と傷害保険契約を締結しており、本件事故による負傷について損害保険金を受け取った。この場合、Cの受け取った傷害保険金の額は、Cが原告となりA社を被告として提起した民法717条の土地工作物責任の規定に基づく損害賠償請求訴訟において、損害賠償の額を算定するにあたり、損益相殺の対象とならない。

オ. Cが、A社に対し、民法717条の土地工作物責任の規定に基づき損害賠償請求をする場合、当該損害賠償請求権は時効により消滅することはない。

- ① アイエ ② アイオ ③ アウエ ④ イウオ ⑤ ウエオ

第10問 10-3 (2点)

商法上の仲立人に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。

- ① 仲立人は、当事者間の商行為の媒介をした場合、その媒介によって当事者間に商行為が成立しなかったとしても、報酬を請求することができる。
- ② 仲立人は、商行為の媒介を引き受けた場合、その媒介によって当事者間に商行為が成立した後ではなく、事前に、所定の事項を記載した書面（結約書）を作成し、これに署名または記名押印をして、各当事者に交付しなければならない。
- ③ 仲立人は、民法上、当事者間において商行為の媒介をするにあたり、自己の財産に対するのと同じの注意をもって、取引の成立に尽力すべき義務を負う。
- ④ 仲立人は、当事者の許可を受けなければ、自己または第三者のために当事者の営業の部類に属する取引をすることはできないが、当事者の許可を受けなくても、当事者と同種の営業を目的とする会社の取締役になることはできる。
- ⑤ 仲立人は、当事者からその氏名または商号を相手方に示さないよう命じられていた場合、その命令に従うとともに、結約書および帳簿の謄本にもその氏名または商号を記載してはならない。

第10問 10-4 (2点)

債権の担保としての性質を有する制度に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。

- ① 商品の売買契約において、買主が代金の全額を売主に支払う前に売主は商品を買主に引き渡すが、売買代金債権を担保するため商品の所有権は代金全額の支払いが完了するまで売主に留保する旨の所有権留保の約定がなされた。この場合において、買主が売買代金の支払いを完了する前に商品を第三者に売却しても、買主と第三者との間の商品の売買契約は、当然に無効となる。
- ② 売主がその所有する物を買主に売却する旨の売買契約を締結すると同時に、将来買主の支払った代金を売主が買主に返還して当該売買契約を解除し売買目的物を取り戻すことができる旨を約定する買戻特約は、登記をすることができる不動産についてのみ有効であり、動産を目的とする買戻特約は、公序良俗に反し無効である。
- ③ 仮登記担保法上、仮登記担保の被担保債権は、金銭債権に限定されている。
- ④ 仮登記担保の目的物件の所有者が破産手続開始決定を受けた場合、仮登記担保権者は、抵当権者とは異なり、別除権者には当たらない。
- ⑤ 債権者に対し原債務者と共に引受人が債務を負う形式の債務引受けである重畳的債務引受けは、債権者、原債務者および引受人の三者の合意によらなければ成立しない。